

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成29年度	次回見直し予定	平成34年度
条例名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例				
条例番号	平成18年神奈川県条例第69号	法規集	第8編第7章第5節		
所管室課	保健福祉局 保健医療部 がん・疾病対策課				
条例の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)に基づく改善命令を受けて5年以内の精神科病院又は改善が認められない精神科病院に対する任意入院者の症状等に関する報告義務に関し必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	精神科病院入院患者のうち、措置入院者及び医療保護入院者と異なり法による定期病状報告が義務付けられていない任意入院者について、症状等の報告を提出させることにより、改善命令を受けた精神科病院における適切な処遇の確保に寄与していることから、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例による報告は、知事の求めに応じ、神奈川県精神医療審査会において入院の要否が審査されるほか、必要に応じ入院者からの意見聴取や委員による診察、管理者等からの報告、診療録等の提出や審問が可能となることから、精神科病院に対し任意入院者への不当な処遇を防ぐ抑止力として有効性は高い。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づき、任意入院者の報告が提出された場合は、措置入院者及び医療保護入院者の定期報告を審査する既存の神奈川県精神医療審査会において審査されることから、審査体制は確保されており、新たに審査体制を設定する手間やコストは発生せず、効率的である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	かながわグランドデザインのプロジェクトの一つである「医療～最先端医療の追求と安心できる地域医療の充実～」において、精神科医療の充実が位置付けられているとおり、精神疾患をもつ患者が適切な医療を受けられることは県政の方向性として示されており、本条例はこの方向性に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、法第38条の2第3項に位置付けられているものであり、適法である。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理由等	
				現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	